

## まわり川制度

『図説 会津只見の歴史』（1970年、63ページ）に「むじり場論争」という書面の写真が1枚掲載されている。年次記載は無いが、その説明は次のようである。

むじり場とは、川魚を取る一定の場所を指すが、この資料は只見川の只見村と石伏村にわたる場所のものである。まず只見村 八郎左衛門に先取権があって、加藤時代より京銭三百文を納めている。そこへ石伏村 作右衛門は、前々から川魚を取ってきた場所だからと先取権を認めず、これをとりこわしたことから訴訟となった。川魚が重要な資源であったことを示す只見町の特殊な資料である。

「延享三歳（1746年）陸奥会津領只見差出帳」（『只見町史第4巻』1999年、394ページ）には、このムジリ（うけ）を掛けることが書かれている。

「うけ役 只見村に1カ所」として「但、只見川之魚下り役に被仰付、秋日かん一日前に普請仕うけ掛来申候、御運上京銭三百文被仰付、銀にして六匁三分六厘、只見村八郎右衛門一人にて上納仕来申候、但川役之内にこもり、近年は村中にて上納仕候」

これは江戸時代の只見村で1カ所に「うけ掛け」を秋彼岸の1日前に設置するが、大きな普請のようである。その権利について八郎右衛門が負担してきたが、近年（1746年に書面が調整されたころ）には村中でうけ役を負担している、というものである。魚類の捕獲は共同であることを示している。魚下り役としている。

ムジリとは、落差を利用して川を下る魚を落とし込む漁具である。落差を作るために、水をせき止めてムジリ場を作る（『只見町史第3巻 民俗編』1993年、335ページ）。

芳賀英一さんが福島県文化財センター白河館の学芸課長時代に書かれた『塩川町史第1巻』（2013年、現在は喜多方市塩川町）の「縄文時代の道具と生業」（83ページ）には次のようにある。

縄文人の重要な食料となっていたサケ・マス類の河川遡上と捕獲も、堅果類の収穫と時を同じくしており、個々人が収穫・捕獲を行うのではなく、集落や数集落が共同して行っていたことが想定される。秋の収穫・捕獲を逸すれば、その後の厳しい冬を乗り越えることができない。その不安を取り除くために、家族・集落内・地域内でお決まり事が暗黙の中に生じたことは想像に難くない。かつて民俗学者の山口弥一郎は、只見川上流の「まわり川」という習俗に注目した（山口「只見町田子倉民俗誌」『東北民俗誌会津編』）。これは、只見川に遡上してくるサケ・マス類の捕獲に関して、数集落が取り決めを設けたもので、各集落が年次ごとに捕獲場所を変えて収穫の平等化を図ったことであり、こまかなタブーまで設けられている。こうしたことが、縄文時代にもあったのかを証明するのは難しいが、会津の山間地に今でも残る、山菜やキノコの採集の際に「山の神からいただく」「初採集の獲物を山の神にささげる」というような伝統や言い伝えの中に、縄文時代以来のものがあるかも知れない。

まわり川制度については『只見町史第3巻・民俗編』（1999年、343ページ）に詳述されている。以下に紹介する。

旧田子倉や旧石伏には「まわり川制度」があった。この制度は、産卵期に上がってくるマスを区が共同で捕り、獲物を平等に分配するという慣行である。秋になると、マスが只見川の上流、川瀬のきれいな田子倉にぞくぞくと上がってきたので、これを区民が輪番で捕獲にあたった。毎日、三、四人ずつの回り番で、最盛期の秋彼岸の中日ごろは五、六人が当たり、マス網を打ったり、ヤス・カギなどの漁具を用いて捕った。多く捕れる日は、1日100本ぐらいにものぼったことがあるという。その日の獲物を集落の中央にある地藏堂において、当番頭が各戸に平等に分配した。

女世帯でマス捕りに出られない家は、川岸の畦道の草刈りに出役するのが決まりで、仕事を分担して行ってきた。獲物は、頭と尾を切り取って一樽につき10本ぐらいずつ飯鮓（すし）漬けにして保存した。多く捕れた年は、一戸で10樽も浸けたという。

この「まわり川制度」が、石伏では大正中期に姿を消し、田子倉では昭和3年に、阿賀野川に鹿瀬ダムが出来てマスが上がらなくなるまで続けられた。



写真 只見町 モノとくらしのミュージアムの漁具展示

2022年8月6日撮影